

第 1 回 バリアフリー基本構想検討委員会 会議録

日 時	令和元年 7 月 8 日（月）午後 3 時 0 0 分から 3 時 3 5 分まで		
場 所	書庫棟会議室 1		
出席者	（委員長）	木和田参与	
	（副委員長）	安永都市整備部長	
	（幹事）	春日谷朝倉駅周辺整備推進室長	
	（委員）		
	森下総務課長	石川長寿課長	加藤子ども若者支援課長
	渡邊都市計画課長	勝崎土木課長	加藤生涯学習課長
	（欠席）		
	永井福祉課長		
	（事務局）	市川、有田、加藤	
議 事			

1 あいさつ（委員長）

本委員会は、今年度策定する知多市バリアフリー基本構想の策定にかかる検討を行うために設置したものです。本構想は、バリアフリー法に基づき、既存施設のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障がい者、子ども連れの方などが利用する施設を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。

この委員会で検討した後、外部の委員の方による知多市バリアフリー基本構想策定協議会で協議を行っていただくこととなる。委員の皆さまの業務に関わってくる内容が含まれているかと思われるため、しっかりと内容のご確認とご検討をお願いしたい。

2 議題

（1）知多市バリアフリー基本構想の策定について

資料 1 に基づき、知多市バリアフリー基本構想の背景と目的、基本構想策定において定める主な事項、基本構想の策定の流れ、上位・関連計画における位置づけを説明した。

○質疑

（質問なし）

（2）重点整備地区の位置及び区域について

資料 2 に基づき、重点整備地区の選定について、最もバリアフリー化事業の優先順位の高い地区を選定し、その地区について基本構想を作成することとし、重点整備地区の要件や選定の考え方を踏まえ、重点整備地区の位置を朝倉駅周辺とすることを説明した。

○質疑

(委員長)

議題2については、知多市全域の中で基本構想を優先的に作成する地区をピックアップする作業を行っており、市内の主要駅5つのうち、評点を設けた結果、朝倉駅の点数が一番高かったため、本基本構想は朝倉駅を中心に作成していきたいと考えている。

(委員)

本基本構想を朝倉駅について作成しないのであれば、次点の寺本駅について作成することとなるのか。

(委員長)

そのとおり。重点整備地区以外の地区については、上位計画や地域の実情を踏まえつつ、段階的なバリアフリー化の推進を検討する。

(委員)

朝倉駅から半径1km圏内を重点整備地区とすると、駅西側の臨海部も範囲に含まれてくるが、臨海部は範囲から除外する考えか。

(委員長)

バリアフリー化が必要な生活関連施設は臨海部にないため、そのとおり。古見駅や寺本駅、駅の片側がほとんど市外となる巽ヶ丘駅も同様の考え方となる。

(委員)

重点整備地区は基本的に主要駅を中心に設定するのか。岡田など、駅周辺でない地区は候補とならないのか。

(委員長)

バリアフリー法において、重点整備地区の考え方は、多くの人が集まり利用する主要駅を中心にバリアフリー基本構想を策定することとされている。

(委員)

臨海部等西側の範囲が減る分、反対側の対象範囲を広げるといった考え方はしないのか。

(委員長)

重点整備地区においては、高齢者、障がい者、子ども連れの方などが徒歩(半径1km)圏内の生活関連施設間を移動することを前提とするため、これを超える範囲設定はしない。

(3) 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針について

資料3に基づき、重点整備地区における移動等円滑化の基本理念及び基本方針につ

いて説明した。

○質疑

(副委員長)

基本理念について、にぎわい・交流拠点という言葉から、「交流が盛んな知多市の玄関口」との文言があるが、にぎわいではなく交流という言葉だけが採用されたのはなぜか。

(委員長)

朝倉駅周辺整備基本構想において、交流機能について随所で触れている。また、高齢者、障がい者、子ども連れの方などが来訪しやすいように、という考え方から「交流」の言葉を採用している。

(4) 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項について

資料4に基づき、生活関連施設や生活関連経路、重点整備地区の区域の設定についてや、移動等円滑化に関する事項として事業実施の必要性や移動等円滑化の考え方について説明した。

○質疑

(副委員長)

生活関連施設について、設定条件で、朝倉駅を中心とした徒歩圏ということと、寺本駅及び古見駅とのおおむね中間点(半径500m程度)より近い施設を設定することとなっているが、資料4の一枚目の右下の地図を見ると、市民活動センター・総合ボランティアセンターなどは500mより遠くに位置しているにも関わらず、生活関連施設となっていることについて、どのように説明するのか。

(事務局)

資料上からは読み取りにくいですが、各施設への寺本駅及び朝倉駅からの実測距離を測定しており、その結果朝倉駅からの方が近い施設を生活関連施設に位置付けている。設定条件については、朝倉駅が最寄りの駅であることが分かるような表現に資料を修正したいと思う。

(委員)

本基本構想の策定にあたっては、都市計画課において作成を進めている立地適正化計画の内容と整合を図ってほしい。

(委員長)

承知した。

(副委員長)

資料4の一枚目の右下の図内の生活関連経路を示すピンク色の矢印は、道路の起

終点を示しているのか。

(事務局)

起終点ではなく、生活関連施設や生活関連経路同士が接続していることを示すものである。

(5) 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

資料5に基づき、特定事業の概要及び実施すべき特定事業等について説明した。

○質疑

(副委員長)

実施すべき特定事業等のうち、(2) 路外駐車場特定事業は、資料だと中街区駐車場のみだが、北街区に整備する複合商業施設や図書館等の駐車場は対象としないのか。

(事務局)

路外駐車場特定事業の要件として、道路外の有料駐車場と定義されている。北街区に整備される駐車場は、有料ではなく無料となる可能性も否定できないため、対象としていない。

(幹事)

北街区に整備する駐車場は、(3) 建築物特定事業の対象である建築物の附属施設である。よって、路外駐車場特定事業ではなく、建築物特定事業として整備することが考えられる。

3 その他

委員長より、いただいた意見を資料に反映し、バリアフリー基本構想策定協議会で議論を進めることを説明。

また、本委員会の資料は8月5日(月)の第1回協議会でも使用することから、資料について何か気付いたことがあればご連絡いただきたい旨を依頼。

《 以 上 》